

令和3年度第1回 第17期横浜市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和3年4月26日（月）14時00分～15時00分
開催場所	横浜市役所18階会議室
出席者 （13名）	吉田会長、山本副会長、相澤委員、池上委員、上山委員、大野委員、五味委員、中村委員、西岡委員、藤原委員、水沼委員、御堂島委員、安室委員
欠席者 （5名）	大谷津委員、加島委員、手塚委員、服部委員、星野委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	<p>1 議事</p> <p>（1）会長及び副会長の互選について</p> <p>（2）部会の設置（案）について</p> <p>（3）令和3年度市指定・地域文化財の指定・登録スケジュールについて</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）令和3年4月現在の市内指定文化財等について</p> <p>（2）令和3年度文化財関連事業について</p> <p>（3）横浜市文化財保存活用地域計画について</p>
決定事項	<p>1 議事（1）について、会長を吉田委員、副会長を山本委員とする。</p> <p>2 議事（2）（3）について、事務局案で承認。</p> <p>3 報告事項（1）（2）（3）について、了承</p>
議 事	<p>&lt;開会&gt;</p> <p>（進行：宮田生涯学習文化財課長）</p> <p>1 定足数の確認 定足数のうち過半数を満たしていることを確認した。</p> <p>2 議事の公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第31条に基づき、公開とすることを確認した。</p> <p>3 鯉淵教育長あいさつ 鯉淵教育長よりあいさつを行った。</p> <p>4 文化財係職員紹介 令和2年度及び3年度人事異動により新たに着任した職員を紹介した後、元年度から在籍している職員を紹介した。</p> <p>5 議事</p> <p>（1）会長及び副会長の互選について 事務局から、会長に吉田委員、副会長に山本委員とする案を提案し、承認された。 （吉田会長）引き続き会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。非常に好評だった仏像展（横浜市歴史博物館特別展「横浜の仏像」）の後日談など、ありますか。 （山本副会長）大変皆様のお世話になりました、「横浜の仏像」とい</p>

う展覧会が実現できました。コロナ禍の中実現できるか危ぶまれましたがなんとか無事開催できて、本当に良かったと思っております。教育委員会の方の応援はもとより、歴史博物館の皆様、井上副館長以下、特に担当された吉井大門学芸員に本当に努力していただきました。吉井大門学芸員はそもそもこの展覧会をやることになって、着任したわけですがけれども、本来の専門は新しい時代の絵画専門で、仏像の専門ではありませんが、短期間に勉強していただいて、仏像の借用、返却等についても習熟して見事な仕事ができたとおっしゃっています。展覧会そのものも大変皆様から好評いただいて、本当にほっとしているのですが、その中で一番印象的なのが、横浜の仏像が並んでいて開港前の横浜のことがよくわかった、というのはこちらでも予想していたのですが、それ以外に、横浜の仏像が並んでいる結果、京都や奈良の仏像を見るよりも、より良く仏像の時代の変化がわかったという、なるほどこちらが感心したということもありました。今後もこういう展覧会をもっとやってほしいという声も届いているようです。是非そういった機会も生まれれば、お手伝いもしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。仏像展ですけれども、13,000人ほどの来場者がありました。緊急事態宣言にかぶさるような形で、逆風が吹く中でありましたし、途中大きな地震も2回くらいありましたので大変心配したのですが、井上副館長のお話ですと、非常に盛況の展覧会でありました。お手元の図録についても約1,900冊も実売がありました。本当にありがとうございました。

(2) 部会の設置(案)について(以下、進行:吉田会長)

事務局から、資料1及び資料2について説明。前期と同様、美術工芸部会、建造物部会、無形・民俗部会、記念物部会、考古部会、拡大考古部会、地域文化財部会、世界遺産部会の8つの部会を設置することを提案し、案のとおり承認された。

部会に所属する委員について、各部会別の名簿を席上に配付し、承認された。また、各部会を担当する事務局職員を紹介した。

(3) 令和3年度指定・地域文化財の指定・登録スケジュール(案)について

事務局から、資料3について説明し、承認された。

6 報告事項

(1) 令和3年4月現在の市内指定文化財等について

事務局から資料4について説明し、了承された。

(2) 令和3年度文化財関連事業について

事務局から資料5及び資料6について説明し、了承された。

(御堂島委員) 小机城跡の発掘調査の説明がありましたけれども、これの目的と言いますか趣旨は、どういうことで行うのでしょうか。

(事務局) 小机城址につきましては、空堀や土塁なども現存しておりますが、これまで学術的専門的調査が行われたことがありませんでしたので、実態が明らかになっていないという状況でございます。

地域の方からも、小机城址の調査をしてほしいという要望もいただ

いておりますので、まずは小机城址の実態を明らかにして、今後の保護をしていくための調査を行うということです。

(御堂島委員) はい、わかりました。

(五味委員) 小机城址の件ですけれども、小田原北条氏の支城としてはかなり有名なお城ですが、これまでも全然発掘されておらず実態がよくわかっていない。最近色々なところで内々に発掘したのも出てきていまして、そういうこともあって、是非調査を行いたいということで、数年前から是非横浜市のほうでやってくれと伝えてきました。可能になったということで非常に喜ばしいことだと思っております。

それから、ふるさと歴史財団の件ですけれども、コロナ禍の中にあって入場制限をしているのですね。横浜の仏像展は、入場制限しながら例年よりも多い数を動員しました。これでもいろいろと苦労しておりました。入場制限したのですけれども、もう午前中からだったら大丈夫だろう、入場制限しなくてもいいだろうと思っても、午前中から入場制限しなければならぬというくらい多くの人が集まりました。一方で結局入場制限していますから、どんどん入場者が少なくなっているわけです。そうすると協約でなかなかそれをクリアできないということもあり、今までとは違った形で博物館の機能をこういうふうに展開をしていかなければならないのではないかと。動画も使ったり、色々な方法でいかにして見せるか、ということをやらなければいけない。しかし一方で、やはり来ていただかなければならない、そういうふうな部分の板挟みがあるのですけれども、それをクリアして、なんとかこういうふうに経営していきたいというふうに考えております。

### (3) 横浜市文化財保存活用地域計画について

事務局から資料7について説明し、了承された。

(大野委員) 活用地域計画というのは、大変結構なことだと思うのです。国は企画を出して県がそれを受けて大綱を作ったということで、一つ聞きたいのが、神奈川県が大綱を出していますけれども、横浜市さんも川崎市さんも相模原市さんも、いわゆる政令指定都市としても県の大綱のもとで動くということによろしいですか。政令指定都市として、大綱は別、ということではないのでしょうか。

(事務局) そうですね、神奈川県の大綱のもとで、それと整合を取るといった形です。

(大野委員) 県の大綱などを見ると、一番最後に、「必要な人材を確保する」、というようなことが書かれています。神奈川県は、それを市町村におろしているかどうかはわかりませんが、最終的にこれは、様々な要素を色々な切り口で、保存と活用ということを通して、活動はどんなことができるかリストアップするということです。言うことは楽なのですけれども、実際誰がやるのだということになると、本当に市町村にそれを押し付けられると大変なことになると思うのです。だから本当にできるのかどうか、ということを含めると、一

番重要なのはいろんな人達の活動をまとめて、保存とさらに活用を進めて行くという、ものすごくケースによって全然違う、保存そのものの意味が違ってしまうような人達を、話し合っけてまとめていくという、マネジメントする能力がすごく必要になってくるはずなのですね。ですから、本当に市町村でこれを実現する、少しずつ進めるとなると、少なくとも専門の担当がいないと。それもひとりだけが担当を押し付けられて、梯子を外すようだと、大変なことになってしまうので、ちゃんとフォローするなど、ちゃんと職員を確保しないと、計画だけでおしまいになってしまう危惧がすごくあります。文化庁のほうの会議でも、これを立ち上げたときに「活用ありき」になってしまうことがすごく、活用することはとても良いのですけれど、その結果、完全な文化財としての価値がなくなってしまうということがあると、活用するというのと話が逆になってしまう。その辺をうまく裁量できる職員がいないと大変なことになる。そのあたりを十分気を付けて進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。ご心配いただいているとおり、まず、本市といたしましても、市域が広いということもございまして、大きな活用には踏み切れないということもあります。まずこれまで行っている保存をしっかりやったうえで、条件が整ったところから活用をしていくべきと考えております。体制等につきまして、具体的な措置も書いておりますが、新しいものを打ち出すことは難しく、これまでの取組を改めて体系的に記載するとか、庁内の調整をさせていただいて、これまで文化財施策と打っていなかった事業も、文化財施策に位置付けることが可能ではないかなと、考えております。ありがとうございます。

(吉田会長) 今いただいた、「文化財保存活用地域計画案」というのは、本文があってその要約というわけではないのですか。まだこの案しかないわけですね。

(事務局) 本編も作成中ではございます。今回その中から、抜粋版としてお示ししております。ご意見をいただくときには、全体をお示しできるようにいたします。

(吉田会長) 来年の3月までに文化庁に申請しなければならないのですね。

(事務局) はい。コロナ対策等によりスケジュールの変更があるかもしれませんが、現時点ではこのスケジュールを想定しております。

(吉田会長) これから大変ですね。ほかに何かございますか。

(水沼委員) 今日いただいた資料の網掛けになっている部分、例えば9ページにある横浜市のまちづくり要綱との関連性みたいところが、これから調整されていくということなのですけれども、これまで建造物に関しては要綱と保護条例と両輪がうまく働いてやってきたと思いますが、隙間でうまくいかないところも最近やはり見えてきているので、それがうまく、それぞれが得意なところを生かしながら、この大きな今後の保存活用地域計画のなかで動いていくように、是非調整を

	<p>お願いしたいと思います。例えば、山手は、伝統的建造物群保存地区の調査というのがずいぶん前にあったと思います。報告書も出されていますけれども、その後この要綱での保存という方向性で今まで進んできていて、結果として山手の洋館群の一定の部分は守られているけれども、あるものは、個人所有のものはどんどん壊されているという現実があります。そのあたりをこの、地域計画という大きな枠組みのなかで今後どういう展開ができるのか、こういうことも是非、デザイン室とも調整をしていただきながら、他部署とも調整していただきながらうまく計画に盛りこんでいただければというふうに思います。以上です。</p> <p>(事務局) 先ほど協議会の名簿はあまり説明しなかったですけれども、ご覧いただく通りメンバーにデザイン室の室長や、横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテイジ)の米山氏等も含まれております。庁内の調整も含めて行っていくところです。どうもありがとうございます。</p> <p>(吉田会長) 文化財保護審議会委員の先生も入っていらっしゃるね。</p> <p>(事務局) 御堂島先生、西岡先生に入っています。</p> <p>(吉田会長) よろしく願いいたします。</p> <p>&lt;閉会&gt;</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料 令和3年度第1回第17期横浜市文化財保護審議会次第及び資料</p> <p>2 特記事項 なし</p>